

4. 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受入について

（1）各国からの受入について

現在EPA（経済連携協定）による看護分野における人の受入れについてインドネシアとフィリピンの2カ国と合意している。

ア インドネシアについて

インドネシアとのEPA（経済連携協定）については、平成19年8月20日に両国首脳が署名、平成20年7月1日に発効したところである。

インドネシア人看護師候補者は、1年目は平成20年8月に104人を受け入れたところであり、2年目は、平成21年11月に173人を受け入れたところである。3年目となる平成22年度の候補者受入枠については、最大で200人となっている。

イ フィリピンについて

フィリピンとのEPA（経済連携協定）については、平成18年9月9日に両国首脳が署名、平成20年12月11日に発効したところである。

フィリピン人看護師候補者は、1年目は平成21年5月に93人を受け入れたところである。候補者受入枠については平成21年度、平成22年度の2年間で最大で400人となっている。

（2）EPA候補者に対する研修支援について

候補者が必要な日本語を十分に習得していないケースが極めて多く、受入施設は研修実施に苦慮していることから、以下の支援策を実施。

ア 候補者に対する学習支援

- (ア) 今年度内に、日本語の習得を含め、国家試験の学習方法や内容を含めた学習ガイドラインを提示
- (イ) 平成22年度予算案では、この学習ガイドラインに沿った研修の実効性が確保できるよう、
 - ① 自己学習を可能とするeラーニング学習システムの導入
 - ② 学習レベルを維持するため、日本語専門家及び看護専門家のメンタリングにより、個々のレベルに応じて指導する仕組みを導入
 - ③ 定期的に候補者の習得度を評価（模擬試験等）及び習得度に応じた指導を行うため集合研修を実施
 - ④ 定期的に巡回訪問し、就労・研修状況の把握及び学習指導、助言等を行う看護専門家に加え、日本語専門家を予算措置
 - ⑤ 候補者の自己学習の教材として、過去の国家試験問題を尼語、英語で翻訳

及び解説書を作成（21年度5年分、22年度3年分）
を計上している。

イ 受入施設に対する研修支援

さらに、受入施設において研修を実施するに当たっては、人員面・費用面で大きな負担となっているとの意見が多いことから、

- ① 日本語能力を高めるため、日本語学校等への修学や講師の派遣による研修実施に係る経費を支援（1人当たり117千円）
- ② 受入施設の研修体制を充実するため、研修担当者に対する経費や物件費等に係る経費を支援（1施設当たり295千円）

を計上している。

なお、イについては、医療提供体制推進事業費補助金の事業の一つとなっており、各都道府県における財政負担の生じない定額で交付する間接補助事業の仕組みとしていることから、すべての都道府県において、予算計上していただき、都道府県によって支援が受けられない受入施設が無いよう事業の実施をお願いする。

平成22年度 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者の受入れについて

趣旨・目的等

- ・ 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。
(看護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- ・ 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

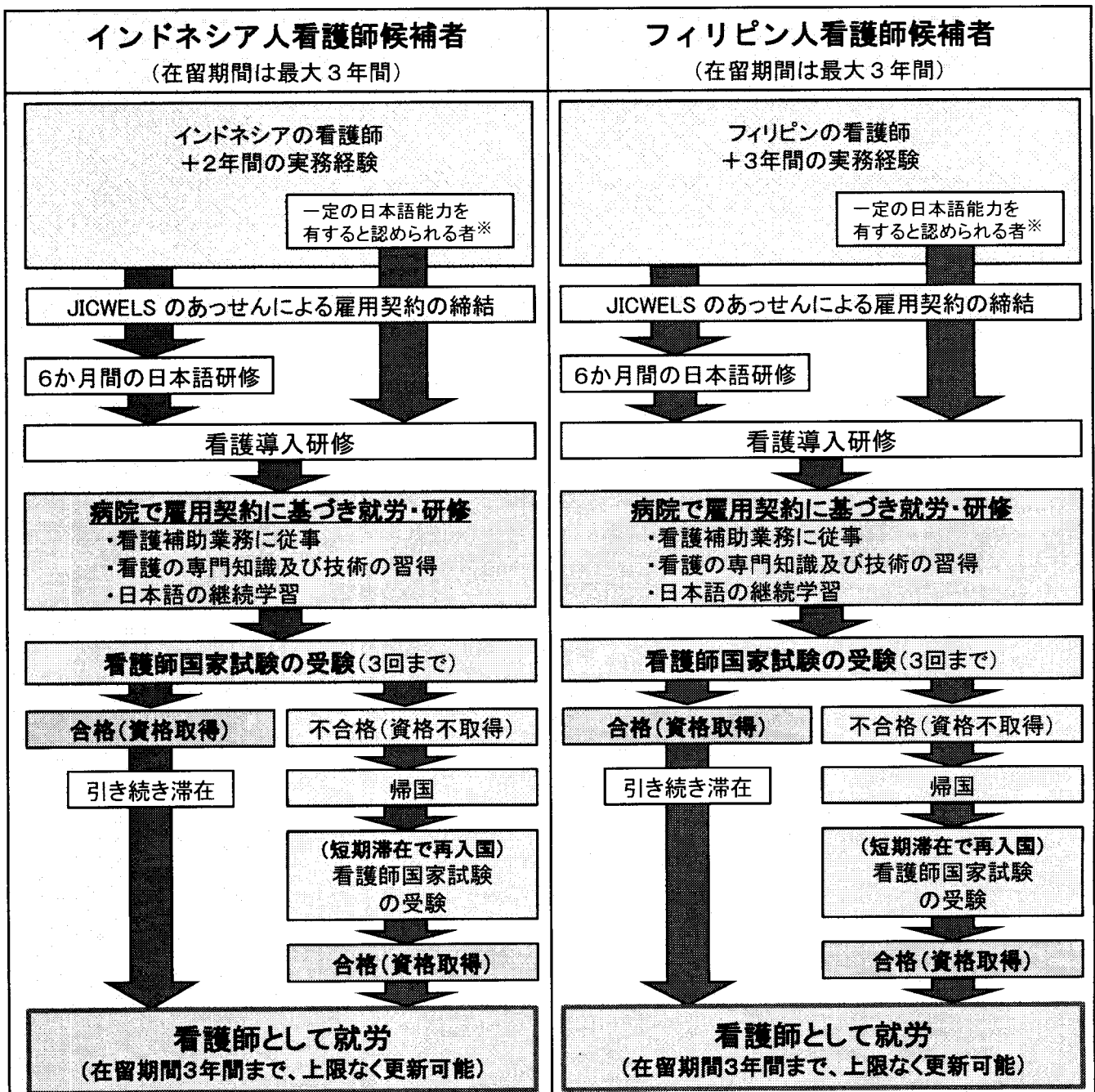
経緯・予定

インドネシア

平成20年7月1日 協定発効
 (当初2年間の受入れ最大人数は400人)
 平成20年8月 第1陣104人が入国。
 平成21年11月 第2陣173人が入国。
 平成22年度 最大200人を上限として受け入れる予定。

フィリピン

平成20年12月11日 協定発効
 (当初2年間の受入れ最大人数は400人)
 平成21年10月 第1陣93人が入国。
 平成22年度 最大307人を上限として受け入れる予定。



※日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合

EPA 外国人看護師候補者に対する支援(概要)

平成20年度

平成21年度

平成22年度

91百万円

241百万円

学習支援対策

- **学習ガイドラインの提示**
 - ✓ 日本語の習得を含め、国家試験の学習方法や内容の提供を含めた学習ガイドラインを提示(3月予定)
- **研修教材作成**
 - ✓ 国家試験問題及び解説の翻訳(尼語・英語)(過去5年分を実施)
- **習得度確認試験及び評価**
 - ✓ 評価結果に基づき学習方法を指導(10月及び12月実施、対象は尼1陣104人)

- **自己学習を可能とするeラーニング学習システムの導入**
 - ✓ 統一的な研修内容・方法の提供
 - ✓ Web上で日本語・看護専門家のメンタリングによりレベルに応じた指導
 - ✓ 継続的に個々の候補者の学習状況等を一元管理
- **研修教材作成**
 - ✓ 過去3年分の国家試験問題及び解説の翻訳(尼語・英語)
- **習得度確認試験及び評価**
 - ✓ 3か月に1回模擬試験を実施し、習得度の評価に応じた段階的な学習方法等を対面で指導
- **日本語習得の学習支援**
 - ✓ 日本語学校への修学や講師招聘の必要経費を財政支援
 - ✓ 候補者1人あたり@117千円

11百万円

17百万円

159百万円

研修支援対策

- **就労前の看護分野の基礎研修**
 - ✓ 就労する前の6か月研修の中で、看護分野の基礎研修を実施(尼1陣104人実施)
- **管理者、教育担当者に対する巡回訪問指導**
 - ✓ 看護専門家による研修方法・内容等を指導(尼1陣受入47施設中の4施設を3月に訪問)

- **就労前の看護分野の基礎研修**
 - ✓ 就労する前の6か月研修の中で、看護分野の基礎研修を実施(尼2陣183人、比1陣88人実施)
- **管理者、教育担当者に対する巡回訪問指導**
 - ✓ 看護専門家による研修方法・内容等を指導(尼1陣受入47施設を7月～9月に訪問)

- **就労前の看護分野の基礎研修**
 - ✓ 就労する前の6か月研修の中で、看護分野の基礎研修を実施
- **管理者、教育担当者に対する巡回訪問指導**
 - ✓ 看護・日本語専門家より研修方法・内容等を指導
- **看護指導者への手当支給**
 - ✓ 受入施設に対し研修指導者等経費、物件費の財政支援
 - ✓ 1施設あたり@295千円

9百万円

18百万円

20百万円

その他

- **候補者・受入施設からの相談等対応**
 - ✓ 研修、就労、メンタルケアなど各種相談等への対応(通訳者も配置)(週2日尼窓口設置)
 - ✓ 社労士・精神科医等の専門家の紹介
- **受入施設研修担当者会議**
 - ✓ 受入留意点等の説明や施設同士の情報共有の場を提供(日本語研修期間中に実施)
- **管理運営費(医政局負担分)**
 - ✓ 制度の周知広報、受入施設国内説明会、事業運用管理

- **候補者・受入施設からの相談等対応**
 - ✓ 研修、就労、メンタルケアなど各種相談等への対応(通訳者も配置)(週2日尼・比窓口設置)
 - ✓ 社労士・精神科医等の専門家の紹介
- **受入施設研修担当者会議**
 - ✓ 受入留意点等の説明、受入の好事例の発表及び施設同士の情報共有の場を提供(日本語研修期間中に実施)
- **管理運営費(医政局負担分)**
 - ✓ 制度の周知広報、受入施設国内説明会、事業運用管理
- **受入実態調査の実施**
 - ✓ 尼1陣受入47施設の1年経過後の研修・就労実態等を把握(2月実施)

- **候補者・受入施設からの相談対応**
 - ✓ 研修、就労、メンタルケアなど各種相談等への対応(通訳者も配置)
 - ✓ 社労士・精神科医等の専門家の紹介
- **受入施設研修担当者会議**
 - ✓ 受入の好事例の発表や施設同士の情報共有の場を提供
- **管理運営費(医政局負担分)**
 - ✓ 制度の周知広報、受入施設国内説明会、事業運用管理

20年度執行額 20百万円

21年度執行予定額 126百万円

22年度予算案 420百万円

5. 保健師助産師看護師法等の改正について

この改正は、少子高齢化の進展に伴う医療の需要の増大等に対応した良質な看護等を国民に提供することの必要性に鑑み、保健師、助産師及び看護師国家試験の受験資格を改め、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修その他の研修等について定めたものである。

(1) 改正内容

ア 受験資格の改正（保健師助産師看護師法改正関係）

- ① 保健師及び助産師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を6月以上から1年以上に延長
- ② 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記

イ 新人看護職員の研修等

(ア) 保健師助産師看護師法改正関係

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない旨を明記

(イ) 看護師等の人材確保の促進に関する法律改正関係

- ① 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記
- ② 国の責務について、看護師等の研修等を明記
- ③ 病院等の開設者等の責務について、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及び看護師等が自発的に研修を受けるための配慮を明記
- ④ 看護師等の責務について、研修を受けること等を明記

ウ 施行日等

- ① 平成22年4月1日から施行
- ② 国家試験の受験資格等に関する経過措置等を設ける

(2) 「受験資格の改正」に関する施策の方向性

保健師助産師看護師法の「受験資格」に関する改正を受け、保健師助産師看護師法施行令、保健師助産師看護師法施行規則、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び看護師等養成所の運営に関する指導要領の改正（修業年限部分）を行い、本年4月1日に施行する予定であるので、各都道府県におかれては、改正に際し周知方のご協力をお願いする。

なお、教育内容の改正については、現在「看護教育の内容と方法に関する検討会」において、保健師及び助産師の教育内容について検討を行っているところである。本年夏頃にそのとりまとめを行う予定であり、それを受け保健師助産師看護師学校養成所指定規則の教育内容の改正を行う予定である。

6. 平成22年度看護職員確保対策等予算(案)について

新人看護職員研修、看護教員の養成及び経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師に対する支援については、前述したとおりであるが、その他の看護職員確保対策について、平成22年度予算案における新規及び拡充等の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 看護職員専門分野研修事業【拡充】

チーム医療の下、医療従事者の役割分担の推進を図るため、高度な技術を有する認定看護師を積極的に養成していくことが必要であるため、以下のように補助要件を緩和する。

- ① これまで定員数30名としてきたが、30名未満の定員についても補助の対象とする。
- ② 本事業の実施主体は、これまで都道府県(委託可)のみであったが、それ以外の認定看護師の教育機関も都道府県が補助する事業(間接補助事業)として、補助の対象とする。

なお、間接補助事業については、各都道府県における財政負担が生じない定額で交付する仕組みとすることから、各都道府県において予算計上し、補助を希望する認定看護師の教育機関のすべてが補助を受けられるよう事業の実施をお願いする。

(2) 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業【新規】

看護職員が出産や育児・介護に留まらず、キャリアアップなど個々のライフステージに対応し働き続けることが可能となるような多様な勤務形態の整備を促進し、医療機関における看護職員の確保及び定着を図るため、

- ① 医療機関管理者等に対する多様な勤務形態導入に関する研修事業
- ② 多様な勤務形態導入等に関する相談窓口やアドバイザーの派遣に関する事業
- ③ 短時間正規雇用等の多様な勤務形態を導入する医療機関に対する支援事業

を盛り込んでいるので、各都道府県においては、本事業を積極的に活用し、看護師等の離職防止・復職支援の更なる充実に向けた取組をお願いする。

(3) 病院内保育所運営事業【拡充】

本事業は、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職の防止・復職支援を図る上で重要な施策であることから、これまで24時間保育、病児等保育等を含む運営費や、開設に当たっての施設整備に対する補助を行ってきたところであるが、更なる充実を図るため、新たに小学校低学年の子どもに対する児童保育についても補助対象を拡充することとしているので、各都道府県においては、本事業を積極的に活用し、看護師等の離職防止・復職支援の更なる充実に向けた取組をお願いする。

(4) 助産師活用推進事業【拡充】

助産師に関連する事業については、

- ① 助産師確保ネットワーク推進事業
- ② 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等に対する研修
- ③ 産科診療所における助産師確保のための復職研修事業

を、これまで個別事業として実施してきたところであるが、より効果的・効率的な実施が可能となるよう一体的な事業として統合するとともに、

- ④ 新たに助産所の質の向上を図るため、助産所の管理者に対する研修事業
- を追加した。

また、潜在助産師に対する復職研修については、研修期間等の補助要件を緩和するなどの見直しを図った。

各都道府県においては、本事業を積極的に活用し、助産師不足及び産科医の負担軽減の観点から、各地域における関係者による協議会を設け、助産師の養成確保や活用等を協議するとともに、院内助産所・助産師外来の開設促進など、地域の実情に応じた事業を実施し、安全・安心・快適なお産の場の確保が図れるよう積極的な取組をお願いする。

(5) 看護師養成所修業年限延長促進事業【新規】

看護師養成所における看護基礎教育の充実を図るため、修業年限を延長し教育内容を充実させる看護師養成所に対して、その準備に必要な専任教員配置経費等や施設整備の補助を新たに行うこととしているので、各都道府県においては、本事業を積極的に活用し、質の高い看護師の養成及び確保を図るための取組をお願いする。

(6) 看護師等養成所運営事業

ア 予算執行調査について

本事業については、教育内容の充実を図るとともに、養成数の確保を行うため、看護師等養成所の運営に対する支援を行ってきたところであるが、予算の効率的かつ効果的な執行の観点から、今年度、財務省の予算執行調査が実施されたところであり、その結果として、

- ① 定員数が少ない小規模な養成所ほど教員の人件費を低く抑え、学生納付金を高く設定するなど経営努力をしていることが見られるが、収支率は低い傾向となっており、
- ② 一方、定員数が多い大規模な養成所ほど教員人件費は高く、学生納付金を低く設定しているが収支率は高い傾向となっている

このような状況から看護師等養成所の収支状況は、学生定員の規模による影響が大きいものと考えられることから、小規模養成所と大規模養成所とで効率的な補助金の配分方法の見直しを図るべきとされたところである。

このため、平成22年度予算案においては、予算執行調査の結果を踏まえ、
 ③ 定員規模に応じた調整率を導入し、補助金の配分方法を見直すとともに、
 ④ 新たに看護教員等の質の向上と確保を図るための取組を評価する
 など予算の見直しを行ったところである。

しかしながら本事業は、看護職員の確保を図る上で重要な事業であることから、各都道府県においては、引き続き必要な予算の確保をお願いする。

なお、定員規模に応じた調整率の導入については、次の定員規模別の調整率を基準額（新たな評価に対する加算を除く）に乗じる算出方法とする。

定員数	調整率
定員181人以上	0.92
定員161人以上180人以下	0.94
定員121人以上160人以下	1.00
定員81人以上120人以下	1.02
定員80人以下	1.04

イ 新たに看護教員等の質の向上と確保を図るための取組を評価する加算について

看護師等養成所において、以下の事業を実施する場合に、通常の運営費に対し加算を設ける。

① 看護教員養成講習会参加促進事業

看護教員の質の向上と確保を図るため、看護教員養成講習会（教務主任養成課程を含む）への参加

② 新任教員研修事業

看護教員の質の向上を図るための新任教員に対する研修の実施

③ 助産師学生実践能力向上事業

助産師学生の実践能力の向上を図るための演習及び実習等の実施

(7) 一般財源化されている事業について

看護師等修学資金貸与事業、都道府県ナースセンター事業、看護師等養成所運営事業（公立・公的立）及び病院内保育所運営事業（公立・公的立）は、三位一体改革等により一般財源化されているところであるが、いずれも、看護職員確保の観点から重要な事業であるため、各都道府県においては、三位一体改革等において一般財源化された趣旨を十分理解いただき、引き続き事業実施に必要な予算の確保をお願いする。